確定版

第7期 第1回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第1回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成27年12月22日(火)午後6時30分から午後7時30分
開催場所	中央ふれあい館 特別会議室
出席者	(委員長) 齋藤委員長 (副委員長) 田村副委員長 (委員) 稲川委員、松本委員、竹本委員、植木委員、森 委員 内山委員、岡田委員、板橋委員、戸部委員、高橋(淳) 委員、 高橋(直) 委員、小林委員
会議内容	■ 委嘱書交付式 ○委嘱書交付 ○市長あいさつ ○委員自己紹介 ○正副委員長選出 ○諮問 一 以上委嘱書交付式 一 第7期 第1回 川口市自治基本条例運用推進委員会 ○正・副委員長あいさつ ○事務局自己紹介 ○議 事 ・自治基本条例について ・諮問内容の説明 ・今後の進め方について ○その他 ■ 閉 会
会議資料	 次第 委員名簿 席次表 川口市自治基本条例パンフレット 川口市自治基本条例の手引き 自治基本条例について 諮問書の写し・説明資料 4と5は事前に送付
発言内容	■ 傍聴の取り扱いと会議録の作成について(開会前に宣言) 事務局 川口市の審議会は原則公開とし、傍聴希望者がいる場合は会議の冒頭 で傍聴者の入室の許可について諮っている。

なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしているため、本委員会も同様の取り扱いとさせていただきたい。

また、会議録と資料についても公開することになっており、ついては 会議録作成のため、会議中録音をさせていただくこともご了解いただき たい。

以上の2点の内容について、了承いただきたいが、良いか。

委員

- 全員異議なく了承 -

■ 開会(午後6時30分)

事務局

定刻となったので、これより川口市自治基本条例運用推進委員委嘱書 交付式を開会する。

〇委嘱書交付

事務局

始めに奥ノ木川口市長から、川口市自治基本条例運用推進委員会委員 の委嘱書の交付を行う。

- 各委員に委嘱書を順に交付 -

事務局

第7期の委員は、以上14名となる。 続いて、奥ノ木川口市長からご挨拶を申し上げる。

〇あいさつ (奥ノ木市長)

川口市自治基本条例運用推進委員会の開催にあたり、年末のご多忙の中、参集いただいたことに感謝を申し上げる。

最近、1年が大変早く感じる。温暖化の影響なのか、季節の感じ方が変わり、春と秋が非常に短く感じる。それでもこれからは徐々に寒くなってくると思うので、体調管理にはご留意いただきたい。

この条例の制定にあたっては、平成19年度から約2年間にわたり、 委員50名という大変多くの方からの意見をいただき、述べ240回の 会議を重ねた上で制定された経緯がある。

「これからも住みつづけたい」、「住んで良かったと思われる」そして、「選ばれるまち川口」の実現に向けて、また、政治の基本ともいえる、リンカーン大統領の言葉を借りると、「市民の 市民による 市民のための政治」を目指し、そのような思いを込めたこの自治基本条例を作って終わりにしないように、本条例がより良いものとなるように審議をお願いしたい。

なお、今期から委員の任期を2年から4年に改められた。このことにより、皆さんにはなお一層、じっくりと慎重な議論をお願いし、私からの挨拶としたい。

事務局

ありがとうございました。続いて、委員の自己紹介をお願いしたい。

〇自己紹介

一 各委員自己紹介 一

〇正·副委員長選出

事務局

続いて、正副委員長について、川口市自治基本条例運用推進委員会条 例第6条の規定に基づき、互選していただきたい。

委員

正副委員長は、学識者の二人にお願いしてはどうか。 委員長は齋藤委員、副委員長は田村委員にお願いしたいと考える。

事務局

ただいま推薦があったが、他にはどうか。

委員

一 異議なしの声 一

事務局

他に推薦者がないようであれば、ただいまの意見のとおりで良いか。

委員

- 全員異議なく了承 -

事務局

それでは、委員長に斎藤委員、副委員長は田村委員でお願いしたい。 ただいま正副委員長が選出されたので、ここで、奥ノ木市長から、委員 会に諮問をしたい。

齋藤委員長は、市長の前へお願いしたい。

奥ノ木市長

- 齋藤委員長へ諮問書を渡す -

事務局

それでは、奥ノ木市長はここで退席し、齋藤委員長は一旦席へお戻り いただきたい。

---- 委嘱書交付式 終了 -----

事務局

ただいま市長から渡された諮問書の写しを配布する。

事務局

- 委員全員に諮問書の写しを配布 -

事務局

それではあらためて、ここから第7期第1回 川口市自治基本条例運 用推進委員会を開会する。

本日は委員14名、全員出席のため、この会議は成立している。

本日はまだ傍聴希望者はいないが、この後の傍聴希望者は所定の手続きを済ませ入室していただく。

それでは、あらためて正副委員長からご挨拶をいただきたい。 最初に齋藤委員長からお願いしたい。

〇正副委員長あいさつ

委員長

現政権の言葉を借りると、「委員総活躍」ができるように、会議の中で 委員の皆さんができるだけ発言しやすいような進行に努めていきたい。 皆さんもどうぞご協力をお願いしたい。

事務局

続いて、田村副委員長、お願いしたい。

副委員長

副委員長として委員長をしっかりとサポートしていきたい。 委員長と同じく、自由に遠慮なく発言をしてもらいたいと思う。

委員の皆さんは、地域のことをすでに良く知る、あるいは、知ること のできる方であると思う。

公募委員の皆さんからは忌憚のない意見をいただき、実りある議論を していきたい。

事務局

ここで事務局を紹介したい。

事務局

- 企画財政部長から順に自己紹介(5名) -

事務局

次に、本日の資料を確認させていただく。

机上に、次第、委員名簿、座席表の3点、事前に「自治基本条例の手引き」、「自治基本条例のパンフレット」を配付している。

資料に過不足はないか。

委員

- 資料の過不足なしの声 -

それではここからの進行は、齋藤委員長にお願いしたい。

〇議事

・自治基本条例について

委員長

それでは議事に入りたいと思う。まずは委員の皆さんが自治基本条例 を理解するための一助として、(1)自治基本条例について、僭越ながら 私から説明をしたい。

先ほど、諮問の写しと一緒に配付したレジュメをご覧いただきたい。 「自治基本条例とは何か」と題し、この条例を制定した他市の状況など を踏まえながら、自治基本条例の一般的な話をしたい。

自治基本条例には色々な定義があり、これが自治基本条例であるという明確な基準を見出しにくい。例えば、まちづくりの規定を中心に定めているところもあれば、市民の権利及び責務、市政への参画や協働に関すること、行政側には、市の役割と責務、市政運営の基本的事項を定めた最高規範としていることが多い。

この条例の意義としては、第一に住民自治の拡大と地域の個性の醸成である。この条例の制定による効果として期待されるのは、市民の市政参加の機会の拡大、すなわち、意志決定への関与ができることである。

また、一般的に「まちの憲法」と呼ばれる所以は、資料にも記載して あるとおり、多くの自治基本条例は日本国憲法と同じようなつくりをし ていることから呼ばれている。

次に、県内の主な自治基本条例については、県内の3分の1以上の自 治体が制定しており、私が把握している限りでは資料のとおりである。

項目にあるとおり、住民投票、コミュニティに関すること、危機管理 については多くが標準装備となっており、公募委員制を採用している自 治体がほとんどで、これは条例の性格からすると極めて妥当である。

自治基本条例を制定した後の見直し規定については様々で、例えば、 5年ごとに見直しをする、必要に応じて、などが挙げられる。

最後に、自治基本条例の特徴としては、大きく分類すると、各自治体の個性や理念などを掲げた「理念型」、参加、協働、情報公開、住民投票の仕組みを明示した「住民自治拡充型」、具体的な政策の分野や方向性を明示した「政策指針型」になる。

本市をはじめ県内自治体の多くは、理念型と住民自治拡充型の統合型である。最後に、条例というのは、罰則規定や裁判で取り扱うような拘束力も有するが、一般的には政治家の政策の方向性や自治体職員の行動規範の性格が強いというのが、私の個人的な感想である。

本当に雑駁な説明であるが、私からは以上としたい。

また、ただいまの内容についての質疑は後ほど受けたいと思う。 (以上説明:約30分)

委員長

それでは、議事に従って次に進めたい。

(2) 諮問内容の説明について、事務局からお願いしたい。

事務局

諮問書の写しと、別紙の資料をご覧いただきたい。

諮問内容に関連する自治基本条例運用推進委員会の経緯から、説明させていただく。

川口市自治基本条例は、平成21年4月に施行されたが、その施行以来、本市は、本条例が目的とする自治の実現と、市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目標に市政運営を進めてきた。

自治基本条例運用推進委員会は、本条例の33条の規定に基づき設置されたもので、市長の諮問に応じ、自治基本条例の運用状況を検討し、改善のための提言を行なうことを目的としている。

過去の諮問・答申は、資料に記載されているとおりで、委員会が設定 した各テーマにより、平成24年まで3回の諮問を行なった。

その後、平成24年12月に「自治基本条例の見直しの可否と運用推進委員会の在り方について」の2点が市長から2回目の諮問として出され、昨年の7月には「本条例の見直しの必要はない」ということと、「運用推進委員会の任期について2年を4年に改める」という答申がされた。

この答申により、今期から4年任期の運用推進委員会が発足した。

今回の「自治基本条例の見直しの要否について」という諮問は、本委員会の所掌事務に基づくもので、「条例の条文そのものには特段改正する条項は無い」という答申が1年半ほど前に1度出たことから、現時点では検討が急務ではないと判断している。

ただし、見直しが急務となるような事態が発生した場合には、期限前であっても答申をすることになり、また、見直しが必要とされた場合には、見直し案を含め答申することとなっている。

説明は以上である。

委員長

ただいまの説明についても同様に、後ほど質疑を受けたい。

続けて、(3) 今後の進め方について、事務局から説明を願いたい。 事務局

それでは、本委員会の進め方、開催回数等についてご説明したい。

先ほど市長から諮問を受け、また、斉藤委員長から自治基本条例についての基本的な講義も頂いたので、次回から本条例の中に修正や追加が必要な条文や文言が有るか否かについて検討に入って頂く。

過去の諮問内容や答申については、先ほどご説明したとおりで、これまでの本委員会は、市議会の開催月を除き、審議の進行状況を見ながら、1年間に6回~8回程度開催してきた。特に、委員会の発足当初は毎月開催していた。

今回の諮問内容は、検討が急務なものではなく、答申期限までの今後 4年という長い時間をかけて判断をいただくものである。

このことから、皆さんには自治基本条例を新たな視点から、じっくり と議論をしていただきたいと考えている。

ついては、進め方、開催回数などは、委員の皆様の意見、要望を伺い ながら検討させていただきたいと考えている。

説明は以上である。

委員長

このことについては、事務局から委員の意見を伺いたいとのことであるが、進め方について何か意見はあるか。

委員

事務局の説明によると、検討は急務ではないとのことであったし、私 自身、総合計画の審議会委員を務めている中で、事前に資料は配布され るが、しっかり読み込んで会議に臨もうとしてもなかなか厳しい。

もし、可能であるならば、多くの方が携わってつくった条例とのことなので、じっくりとこの条例を勉強させていただく時間があると助かる。 会議の頻度としては、年に2、3回開催するペースが妥当ではないか。

委員

私もただいまの意見に賛成である。2年任期の委員会を経験したこと はあるが、この委員会は4年という長い期間あるので、じっくりと条例 を読み込みたいと考える。

また、事務局に確認したいのだが、委員が勉強するにあたって、何か 資料が欲しいという場合、提供していただくことは可能なのか。

事務局

もちろん、委員からそのような要望があれば、可能な限り資料は提供 していきたい。

委員長

確かに議論をするにあたり、条例を読み込むことは必要かと思う。

副委員長

条例を読み込むということは必要で大切ではあるが、その作業はなかなか大変である。

自習という意味での勉強は大切だが、公募委員も含めて、皆さんは何らかの団体や組織に関わっていると思う。

できればそうしたところから、広く意見を拾い集めていただくようなこともお願いしたいと思う。

委員長

副委員長の意見のとおり、予習や復習を各自で勉強するだけでなく、 様々な立場の方の意見を集約することや、知見を共有するということも 大事かと思う。また、事務局にも対応をお願いするということで。

ただいまの意見を踏まえて、事務局は何かアイディアはあるか。

事務局

各自読み込むことと、各所属団体や組織との意見交換の場や、委員の 皆さんからの要望にも応えていきたいと考える。

なお、委員会の開催回数についてはどうか。

委員

皆さんからの意見を踏まえると2回くらいの開催では、ほとんど自習になってしまう恐れがあるし、かといって、じっくり読み込みたいというのに年に5、6回も開催しては負担が大きいかと思う。

折衷案として、年に3、4回くらいの開催でどうか。

委員長

ただいまの意見でどうか。

委員

- 委員から良しの声 -

事務局

それでは、当面はその間隔での開催として進めていきたい。 進めていく中で、事情が変わった場合は、また検討したい。

委員長

それでは、次回の日程とその後の委員会の開催については事務局と打 ち合わせをし、後ほど皆さんにお知らせしたい。

それで良いか。

- 委員から良しの声 -

〇 その他

委員長

他になければ、その他として、先ほどの講義内容や事務局からの事務 連絡の中で確認したいことなどはあるか。

- 委員からなしの声 -

委員長

事務局から、その他で何かあるか。

事務局

事務局からはなし。

委員長

それでは、本日は以上で閉会とする。

■ 閉会(午後7時30分)

以上

次回日程

次回日程は決定次第通知する。